

温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業
に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 27 年 3 月

総務省行政評価局

前 書 き

地球温暖化問題は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであるとされており、我が国を含め、世界全体として地球温暖化対策に取り組んでいる。

我が国は、平成 17 年（2005 年）に発効した京都議定書により、温室効果ガスの総排出量を 20 年（2008 年）から 24 年（2012 年）までの京都議定書第 1 約束期間に、基準年（原則平成 2 年（1990 年））比で 6% 削減することとされた。

これを受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定（平成 20 年 3 月全部改定）され、目標達成に向けた取組が行われるとともに、本計画では政府が講じた施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行うこととされ、毎年の進捗状況の点検に際しては、「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」において委員の意見を聴取するとされており、これを踏まえ、最終的に内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成される地球温暖化対策推進本部において、その進捗状況が点検されてきた。

京都議定書の 6%削減約束については、「京都議定書目標達成計画」に基づき、国民各界各層が気候変動への取組に最大限の努力を行ったほか、森林吸収源対策と京都メカニズムクレジットを加味することにより、目標を達成することとなる。しかし、平成 22 年度（2010 年度）以降、景気回復、東日本大震災を契機とした火力発電の増加等により温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、中でも、我が国の温室効果ガスの約 9 割を占めるエネルギー起源 CO₂ の排出量は大きく増加している状況にある。我が国は京都議定書第 2 約束期間には参加しないものの、引き続き、地球温暖化対策に取り組むこととしており、これを着実に推進するためには、増加するエネルギー起源 CO₂ の排出量の削減を効果的かつ効率的に進めることが必要不可欠となっている。

一方で、地球温暖化対策としての事業に対する予算は、環境省の取りまとめによると、「京都議定書 6%削減約束に直接の効果があるもの」とされたものに対し、京都議定書の第 1 約束期間内で計 2 兆 4,025 億円あり、また、平成 25 年度以降は、「2020 年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」とされたものに対し 3,300 億円強と多額の予算措置がなされている。

しかしながら、これら事業については、同時に他の政策目的を達成する手段として位置付けられているものも多く、「京都議定書目標達成計画」の進捗状況の点検の中で、施策ごとに一定の評価はされているものの、個別事業の CO₂ 排出削減効果やその費用対効果については、必ずしも十分に明らかにされていない。

他方で、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に資する事業に充当する目的で、平成 24 年 10 月から地球温暖化対策税が導入されており、26 年 4 月に続き 28 年 4 月にも税率が引き上げられることから、国民の理解を得るためには、事業効果の発現状況や費用対効果を検証し、より有効性・効率性の高い事業を推進し

ていくことが一層重要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、地球温暖化対策のうちのエネルギー起源CO₂の排出削減に資する事業に着目し、予算額の多くを占める補助事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、費用対効果等の審査状況や事業効果の検証状況、発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 本行政評価・監視の実施の背景等	2
2 事業計画の正確性の確保等	12
(1) 事業計画におけるCO ₂ 排出削減効果（見込み）の審査の徹底	12
(2) 事業計画におけるCO ₂ 排出削減効果（見込み）の算定方法の周知徹底等	13
3 費用対効果の高い事業採択の推進	27
4 的確な効果検証を踏まえた事業の推進	33
(1) CO ₂ 排出削減効果の検証の必要性	33
(2) CO ₂ 排出削減効果の検証の適正化	34
5 CO ₂ 排出削減効果の確実な発現	53
6 報告書の提出、台帳の整備等	72

図表等目次

1 本行政評価・監視の実施の背景等

表 1-① 我が国の温室効果ガス排出量と京都議定書の達成状況	4
表 1-② 京都議定書の第一約束期間における年度別・ガス別の排出量	5
表 1-③ 我が国の今後の地球温暖化対策に係る現時点での目標	6
表 1-④ 地球温暖化対策の関係予算の推移(平成 20 年度～26 年度)	7
表 1-⑤ 地球温暖化対策税の概要	8
表 1-⑥ 調査対象 18 事業の財源区分(平成 25 年度予算)	9
表 1-⑦ 調査対象 18 事業の一覧	10

2 事業計画の正確性の確保等

(1) 事業計画におけるCO₂排出削減効果(見込み)の審査の徹底

表 2-(1)-① 事業計画のCO ₂ 排出削減効果(見込み)が適切に算定されていない事例(集計表)	15
表 2-(1)-② 事業計画のCO ₂ 排出削減効果(見込み)が適切に算定されていない事例(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)	16
表 2-(1)-③ 事業計画のCO ₂ 排出削減効果(見込み)が適切に算定されていない事例(地域グリーンニューディール基金事業)	18
表 2-(1)-④ 事業計画のCO ₂ 排出削減効果(見込み)が適切に算定されていない事例(小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業)	22

(2) 事業計画におけるCO₂排出削減効果(見込み)の算定方法の周知徹底等

表 2-(2)-① 事業計画におけるCO ₂ 排出削減効果(見込み)の算定方法について、補助事業者十分に周知されていない事例(温泉エネルギー活用加速化事業)	24
表 2-(2)-② 事業計画におけるCO ₂ 排出削減効果(見込み)の算定方法について、補助事業者十分に周知されていない事例(廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業)	25
表 2-(2)-③ 年間を通じた輸送を予定していない補助事業者の事例(モーダルシフト等推進事業)	26

3 費用対効果の高い事業採択の推進

表 3-① 交付要綱等におけるCO ₂ 排出削減等の費用対効果に係る審査の状況	31
表 3-② 補助事業別のCO ₂ 削減等コストの分布	32

4 的確な効果検証を踏まえた事業の推進

(2) CO₂排出削減効果の検証の適正化

表 4-(2)-① CO ₂ 排出削減効果(実績)が適切に算定されていない事例(集計表)	36
表 4-(2)-② CO ₂ 排出削減効果(実績)が適切に算定されていない事例(地域グリーンニューディール基金事業)	37
表 4-(2)-③ CO ₂ 排出削減効果(実績)が適切に算定されていない事例(小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業)	43
表 4-(2)-④ CO ₂ 排出削減効果(実績)が適切に算定されていない事例(廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業)	46
表 4-(2)-⑤ CO ₂ 排出削減効果(実績)が適切に算定されていない事例(モーダルシフト等推進事業)	49

5 CO₂排出削減効果の確実な発現

表 5-① 大半の補助事業者で計画どおりに効果が発現していない事例（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）	57
表 5-② 効果発現の前提条件（原料の品質確保等）の調査が不十分で、計画どおりに効果が発現していない事例（高効率ヒートポンプ設備の導入）（地域グリーンニューディール基金事業）	67
表 5-③ 効果発現の前提条件（原料の品質確保等）の調査が不十分で、計画どおりに効果が発現していない事例（木質バイオマスボイラーの導入）（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）	68
表 5-④ 効果発現の前提条件（原料の品質確保等）の調査が不十分で、計画どおりに効果が発現していない事例（バイオディーゼル精製設備の導入）（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）	69
表 5-⑤ 効果発現の前提条件（原料の品質確保等）の調査が不十分で、計画どおりに効果が発現していない事例（バイオガスマイクロコージェネレーション設備の導入）（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）	70
表 5-⑥ 補助事業者間で実績に大きな差がみられ、事業の実効性の確保を図るべきもの（地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進）	71

6 報告書の提出、台帳の整備等

表 6-① 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出、提出が遅延又は提出されているが内容が不適切である事例（集計表）	74
表 6-①-i 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出又は提出されているが内容が不適切である事例（地域グリーンニューディール基金事業）	75
表 6-①-ii 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出、提出が遅延又は提出されているが内容が不適切である事例（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）	77
表 6-①-iii 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出の事例（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）	79
表 6-①-iv 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類の提出が遅延している事例（モーダルシフト等推進事業）	80
表 6-② 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備又は整備されているが内容が不適切である事例（集計表）	81
表 6-②-i 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）	82
表 6-②-ii 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備又は整備されているが内容が不適切である事例（特殊自動車における低炭素化促進事業）	83
表 6-②-iii 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備又は整備されているが内容が不適切である事例（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）	84
表 6-②-iv 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（温泉エネルギー活用加速化事業）	85
表 6-②-v 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進）	86
表 6-②-vi 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（環境対応車普及促進対策）	87

表 6-③	交付要綱等に基づき補助事業者が行うべき補助事業により整備した旨の明示が行われていない事例	88
表 6-③-i	交付要綱等に基づき補助事業者が行うべき補助事業により整備した旨の明示が行われていない事例（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）	88
表 6-③-ii	交付要綱等に基づき補助事業者が行うべき補助事業により整備した旨の明示が行われていない事例（温泉エネルギー活用加速化事業）	88